

私立学校法改正に伴う対応について

～寄附行為の円滑な見直しに向けて
実務的な観点から～

令和6年6月21日(金)

《資料目次》

はじめに（私立学校法の一部を改正する法律の概要）	… 1
1 改正法に対応した寄附行為変更のポイント	… 2
2 寄附行為について	… 6
3 「都版寄附行為作成例 確定版」の主なポイント	…11
4 経過措置等に係る附則について	… 12
5 質問・相談事項の中から	… 15
6 役員等(理事、監事及び評議員)が学校法人に与えた 損害等に係る賠償について	… 18
7 「知事所轄学校法人」と「大臣所轄学校法人等」	… 21
8 新たな学校法人会計基準について	… 22
9 法施行に対応するための標準的なスケジュールと 取り組むべき事項について	… 23
10 私立学校法改正に係るこれまでの通知等	… 27

私立学校法の一部を改正する法律の概要

趣旨

我が国の公教育を支える私立学校が、社会の信頼を得て、一層発展していくため、社会の要請に応え得る実効性のあるガバナンス改革を推進するための制度改正を行う。

幅広い関係者の意見の反映、逸脱した業務執行の防止を図るため、理事、監事、評議員及び会計監査人の資格、選任及び解任の手続等並びに理事会及び評議員会の職務及び運営等の学校法人の管理運営制度に関する規定や、理事等の特別背任罪等の罰則について定める。

概要

「**執行と監視・監督の役割の明確化・分離**」の考え方から、理事・理事会、監事及び評議員・評議員会の権限分配を整理し、私立学校の特性に応じた形で「**建設的な協働と相互けん制**」を確立。

1. 役員等の資格・選解任の手続等と各機関の職務・運営等の管理運営制度の見直し

① 理事・理事会

- 理事選任機関を寄附行為で定める。理事の選任に当たって、理事選任機関はあらかじめ評議員会の意見を聴くこととする。（第29条、第30条関係）
- 理事長の選定は理事会で行う。（第37条関係）

② 監事

- 監事の選解任は評議員会の決議によって行い、役員近親者の就任を禁止する。（第31条、第45条、第46条、第48条関係）

③ 評議員・評議員会

- 理事と評議員の兼職を禁止し、評議員の下限定数は、理事の定数を超える数まで引き下げる。（第18条、第31条関係）
- 理事・理事会により選任される評議員の割合や、評議員の総数に占める役員近親者及び教職員等の割合に一定の上限を設ける。（第62条関係）
- 評議員会は、選任機関が機能しない場合に理事の解任を選任機関に求めたり、監事が機能しない場合に理事の行為の差止請求・責任追及を監事に求めたりすることができることとする。（第33条、第67条、第140条関係）

④ 会計監査人

- 大学・高等専門学校を設置する大臣所轄学校法人等では、会計監査人による会計監査を制度化し、その選解任の手続や欠格要件等を定める。（第80条～第87条、第144条関係）

2. 学校法人の意思決定の在り方の見直し

- 大臣所轄学校法人等においては、学校法人の基礎的変更に係る事項（任意解散・合併）及び寄附行為の変更（軽微な変更を除く。）につき、理事会の決定に加えて評議員会の決議を要することとする。（第150条関係）

3. その他

- 監事・会計監査人に子法人の調査権限を付与する。（第53条、第86条関係）
- 会計、情報公開、訴訟等に関する規定を整備する。（第101条～第107条、第137条～第142条、第149条、第151条関係）
- 役員等による特別背任、目的外の投機取引、贈収賄及び不正手段での認可取得についての罰則を整備する。（第157条～第162条関係）

施行日・経過措置

令和7年4月1日（評議員会の構成等については経過措置を設ける）

1 改正法に対応した寄附行為変更のポイント（解説動画・総則編 再掲）

寄附行為の主な変更点・考え方

(1) 理事・評議員

① 兼職禁止及び定数変更（令和7(2025)年度の定時評議員会終結時※以降から対応）

ア) 理事と評議員の兼職が禁止に。

現在兼職している理事（評議員）で任期が※以降であれば、どちらか一方とする必要がある。

イ) 理事 < 評議員となるように、定数を寄附行為で定める。

…上記ア)の兼職解消もふまえて、定数を変える必要がある。

② 特別利害関係者の就任制限（令和7(2025)年度の定時評議員会終結時以降から対応）

ア) 理事の数

…条件1: 1人の理事につき、特別利害関係にあってよい理事は1人まで(2人以上は×)。【従来から】

条件2: 特別利害関係者の数は、理事総数の1/3まで【改正点】

⇒ 条件1及び条件2をどちらも満たす必要がある。

例: 理事総数が5名で理事2名(夫妻とも理事等)の学校法人は、理事総数の見直しを図るなどの対応を要する。(理事総数を6名以上にすることで、2名とも理事として継続可能。)

イ) 評議員の数

…1人の理事につき、
…1人の監事につき、
…1人の評議員につき、

特別利害関係者である評議員は2人まで
(経過措置終了後は1人まで)

ウ) 評議員総数にしめる特別利害関係者の数

… i) + ii) の合計は総数の1/3まで。(経過措置終了後は1/6まで。)

i) 役員又は他の評議員と特別利害関係にある者の数 ii) 子法人役員・職員(使用される者)

③ 任期の考え方【役員(理事・監事)・評議員共通】

任期の始期:(通常のサイクルであれば)選任後の定時評議員会終結時から

任期の終期:選任後○年以内に終了する最終会計年度に関する定時評議員会終結時まで

寄附行為ではこの期間を定めます。なお、理事(上限4年) ≤ 監事・評議員(上限6年)となるように。

※ 施行日(令和7(2025)年4月1日)時点で在任している役員・評議員

- ・令和7年度の定時評議員会(※)以前に任期が終わる場合…寄附行為に規定することで※の終結時まで任期を伸長可能。
- ・施行日時点で在任している役員・評議員で、任期の終わりが※より後となっている場合には、経過措置の取扱いにより、
(ア)規定されている任期満了日 (イ)令和9(2027)年度の定時評議員会終結時 のどちらか早いほうまで在任可能

④ 評議員会の運営方法(招集、開催)

例)・評議員会の議長

- …兼職禁止により、理事長又は理事を議長としていた学校法人等は注意
(⇔理事長又は理事は、議案説明等のため評議員会に出席する)

(2) 理事選任機関

- …学校法人内に、理事を選任・解任する機関を新たに設ける必要あり。(令和7(2025)年4月1日から)
既存の機関(理事会・評議員会等)を充てることも可能だが、寄附行為に規定することが必要。

※ 寄附行為に規定する充て職理事(例:校長)が(形式上は)なくなり、理事選任機関による選任が必要。
(注)これまでどおり校長理事は必要

(3) 監事

…選任・解任を評議員会が行うようになり、また、子法人の役員及び職員との兼職が禁止になる。

(ただし、子法人の監事、監査役等との兼職はOK)

(4) 定時評議員会

…毎年度4月から6月までの一定の時期に開催する必要がある評議員会(※)。

理事会の承認を受けた計算書類・事業報告書の報告及び意見聴取を行う。

また、役員・評議員の任期の始期・終期及び法の経過措置の始期・終期となる。

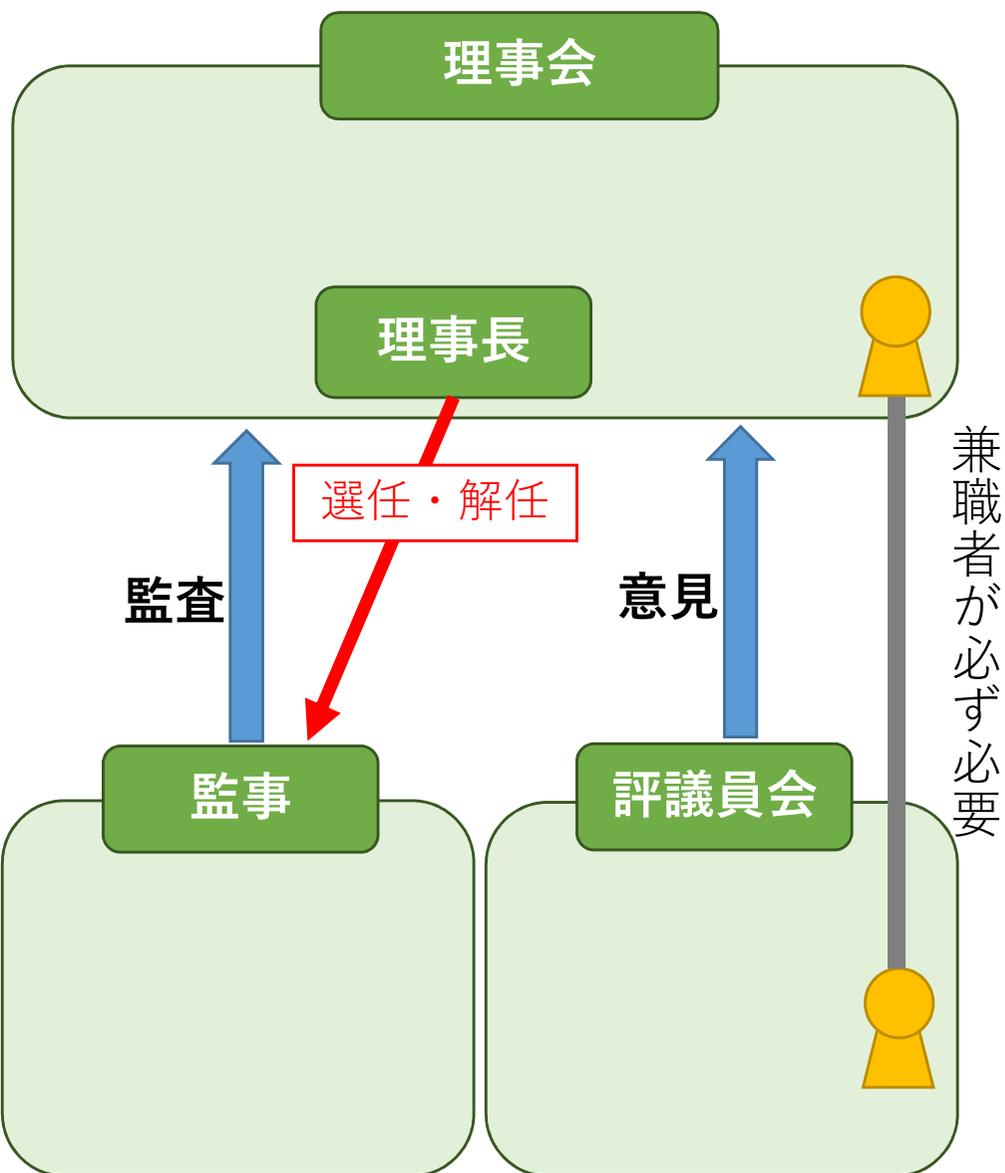
※ただし、定時評議員会の報告後の決算書類等の都への提出期限は現在と変わらず原則6月上旬とする予定です。提出期限に間に合う形での開催をお願いします。

改正私立学校法は、私立学校を設置する全ての学校法人及び準学校法人が対象であり、令和7(2025)年4月1日から施行されます。

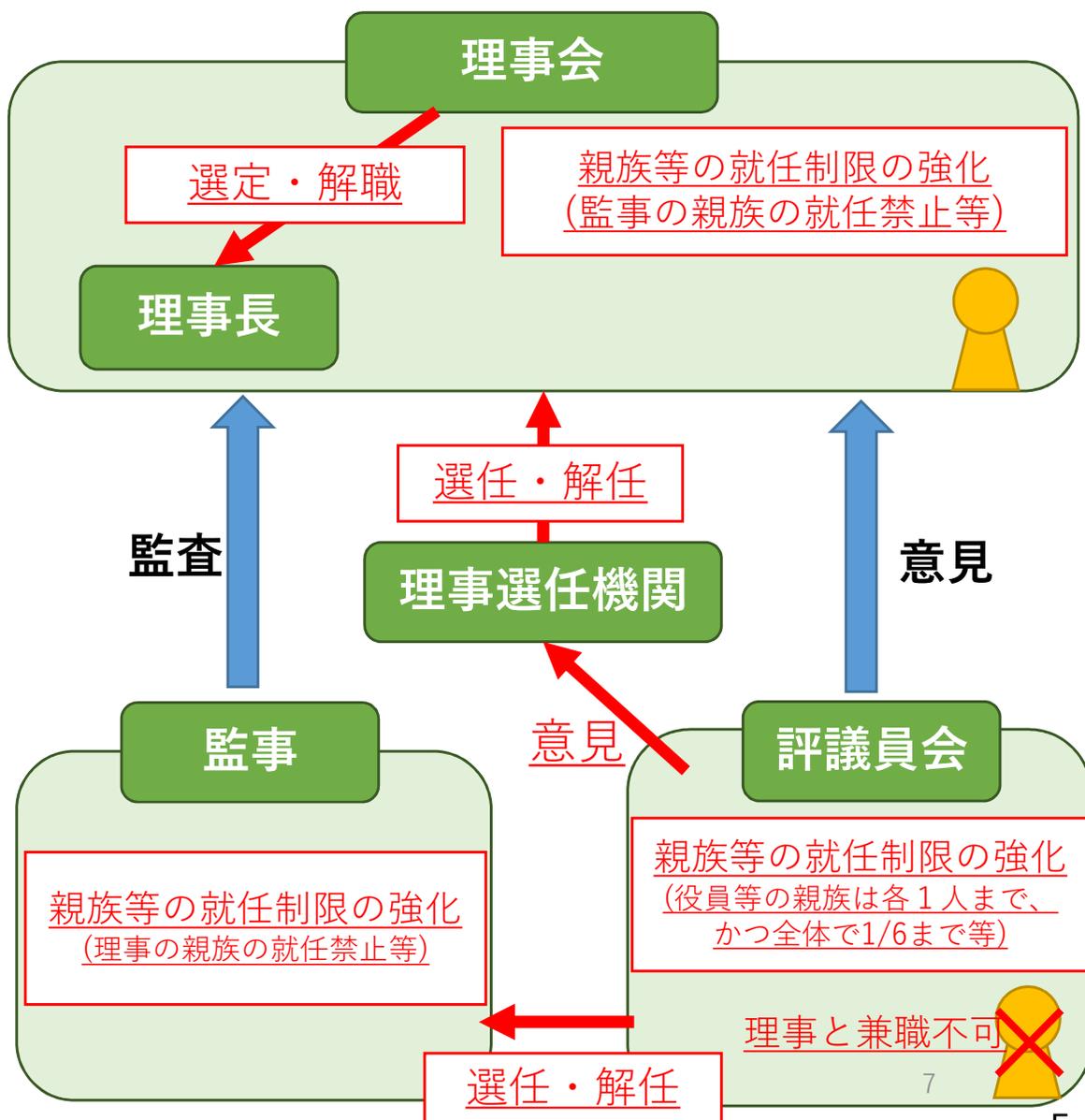
全ての学校法人は、東京都版の寄附行為作成例(確定版(案))又は文部科学省の寄附行為作成例(文部科学大臣所轄学校法人向け)等を参考に、各学校法人の運営体制を検討していただき、改正法への対応を進めてください。

学校法人の内部機関の相互関係の改正ポイント

現行



改正後



2 寄附行為について

(1) 寄附行為に規定すべき事項

- ・寄附行為とは
 - …学校法人が設立の時に作成する学校法人の組織・運営を規定した規則
- ・記載する内容は
 - …私立学校法にて「寄附行為をもって定める」とされた事項は必ず記載する。
⇒ 後掲「必要的記載事項 一覧」を参照

(2) 寄附行為の作成・変更時の留意点

法定の「寄附行為をもって定める」事項を中心に、学校法人の組織や運営方法について、各学校法人の特性や実情にあわせて規定する。

寄附行為で規定する例
(都版寄附行為作成例(確定版(案)より))

例1: (役員及び評議員の設置)
第6条 この法人に、次の役員を置く。
(1) 理事 ○名
(2) 監事 ○名
2 この法人に、評議員 ○名を置く。

注意点等

- ・法23条第1項第5号、第7号、第8号に規定された寄附行為の必要的記載事項
- ・法第18条第3項では「理事の定数は5人以上、監事の定数は2人以上、評議員の定数は6人以上とし、それぞれ寄附行為をもって定める。」とされており、これに対応する寄附行為上の規定が必要。(省略や修正(この場合は下方修正)は違法。)

法定事項(例:理事は5人以上)を満たせば、各人数を学校法人で自由に設定できる。

寄附行為で規定する例
(都版寄附行為作成例(確定版(案))より)

(理事会の構成)
第13条 理事会は、全ての理事で組織する。

注意点等

- ・法第23条に規定する寄附行為の必要的記載事項ではないが、同じ内容が法に規定されているので、異なる内容とすることはできない。
- ：法第36条
理事会は、全ての理事で組織する。

⇒寄附行為の必須事項でなくても、寄附行為にて学校法人の組織や運営方法を網羅的に規定しておくことで、日頃の実務における参照により、スムーズな学校法人運営や学校経営に活用いただきたい。

(理事の報告義務)
第17条 理事長〔、代表業務執行理事及び業務執行理事〕は、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

- ・法第23条に規定する寄附行為の必須記載事項ではない。
- ・代表業務執行理事及び業務執行理事を置く場合には〔〕内も規定する。(置かない場合には不要)

⇒法で2回以上の報告が求められているため、寄附行為でそれ以上の回数の実施を規定することは可能だが、回数の減や実施しないとすることはできない。
(寄附行為で規定しなくても、年2回以上の報告は法定義務である。)

寄附行為には様々な事項を規定しますが、東京都版寄附行為作成例を活用することで、今回の法改正に対応した、学校法人の寄附行為変更を容易に行うことができます。

URL: <https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/shigaku/ninka/0000002318.html>

(3) 寄せられた質問から

質問例

評議員を選任するにあたり、卒業生の就職状況を鑑みると多忙であることが多く、評議員就任を断る卒業生が多く、苦慮している。

今回の寄附行為変更を機に、卒業生評議員の選任規定を削除したいのだが…

寄附行為で規定する例(都版寄附行為作成例(暫定版)より)

(例1:複数の機関で評議員を選任する場合)

第32条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の職員で評議員会において選任した者 ○○名
- (2) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上のものの中から、評議員会において選任した者 ○○名
- (3) 学識経験者の中から、理事会において選任した者 ○○名

回答

卒業生の評議員は必置

⇒法定事項のため、寄附行為で設置なしと規定することはできない

(参考)法第62条第3項 抜粋

評議員には、次に掲げる者(略)が含まなければならない。

- (1) 当該学校法人の職員
- (2) 当該学校法人の設置する私立学校を卒業した者で年齢25年以上のもの(前号に掲げる者を除く。)

なお、対応策として、評議員会は書面による議決権行使やオンラインによる出席が可能につき、その旨寄附行為に盛り込んだうえで、負担を軽減しつつ就任してもらうのも一案

寄附行為に必ず記載しなければならない事項（必要的記載事項）一覧

※「寄附行為作成例」＝都版寄附行為作成例の条項

必要的記載事項		寄附行為作成例	私立学校法の関係条文
①	名称	第1条	第23条第1項 学校法人を設立しようとする者は、その設立を目的とする寄附行為をもつて少なくとも次に掲げる事項を定め、文部科学省令で定める手続に従い、当該寄附行為について所轄庁の認可を申請しなければならない。 二 名称 四 事務所の所在地
②	事務所の所在地	第2条	
③	目的	第3条	
④	設置する学校の名称等	第4条	第18条第3項 三 その設置する私立学校の名称及び当該私立学校に課程、学部、大学院、大学院の研究科、学科又は部を置く場合には、その名称又は種類（私立高等学校（私立中等教育学校の後期課程を含む。）に広域の通信制の課程（学校教育法第五十四条第三項（同法第七十条第一項において準用する場合を含む。）に規定する広域の通信制の課程をいう。）を置く場合には、その旨を含む。） 十三 収益を目的とする事業を行う場合には、その事業の種類その他その事業に関する事項
⑤	収益事業の種類等 (収益事業を行う場合)	第5条	
⑥	理事の定数	第6条第1項第1号	第18条第3項 3 理事の定数は五人以上、監事の定数は二人以上、評議員の定数は六人以上とし、それぞれ寄附行為をもつて定める。この場合において、寄附行為をもつて定める評議員の定数は、寄附行為をもつて定める理事の定数を超える数でなければならない。
⑦	監事の定数	第6条第1項第2号	
⑧	評議員の定数	第6条第2項	
⑨	会計監査人の定数 (会計監査人を置く場合)	—	第18条第4項 4 会計監査人を置く場合にあつては、その定数は、寄附行為をもつて定める。
⑩	理事選任機関の構成、運営など	第7条	第29条 理事選任機関の構成、運営その他理事選任機関に関し必要な事項は、寄附行為をもつて定める。
⑪	理事の選任方法	第8条	第30条第1項 理事は、私立学校を経営するために必要な知識又は経験及び学校法人の適正な運営に必要な識見並びに社会的信望を有する者のうちから、寄附行為をもつて定めるところにより、理事選任機関が選任する。
⑫	理事の任期	第10条第1項	第32条第1項 理事の任期は、選任後寄附行為をもつて定める期間以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する第六十九条第一項の定時評議員会の終結の時までとする。この場合において、寄附行為をもつて定める期間は、四年以内とする。
⑬	理事の解任方法	第11条第1項	第33条第1項 理事選任機関は、理事が次の各号のいずれかに該当するときは、寄附行為をもつて定めるところにより、当該理事を解任することができる。
⑭	理事長の選定方法	第15条第2項	第37条第1項 学校法人には理事長一人を置くものとし、寄附行為をもつて定めるところにより、理事のうちから、理事会が選定する。
⑮	代表業務執行理事の選定方法 (代表業務執行理事を置く場合)	第15条第3項	第37条第3項 3 代表業務執行理事は、寄附行為をもつて定めるところにより、理事（理事長を除く。）のうちから、理事会が選定する。

必要的記載事項		寄附行為 作成例		私立学校法の関係条文
⑯	代表業務執行理事の代表権 (代表業務執行理事を置く場合)	第15条第6項	第37条第7項	7 代表業務執行理事は、寄附行為をもつて定めるところにより学校法人を代表し、理事会の定めるところにより理事長を補佐して学校法人の業務を掌理する。
⑰	理事会の招集方法	第18条	第41条第1項	理事会は、寄附行為をもつて定めるところにより、各理事が招集する。ただし、理事会を招集する理事を寄附行為をもつて又は理事会で定めたときは、その理事が招集する。
⑱	監事の選任方法	第23条	第45条第1項	監事は、学校運営その他の学校法人の業務又は財務管理について識見を有する者のうちから、寄附行為をもつて定めるところにより、評議員会の決議によつて、選任する。
⑲	監事の任期	第25条第1項	第47条第1項	監事の任期は、選任後寄附行為をもつて定める期間以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する第六十九条第一項の定時評議員会の終結の時までとする。この場合において、寄附行為をもつて定める期間は、六年以内とする。
⑳	監事の解任方法	第26条第1項	第48条第1項	監事が第三十三条第一項各号に掲げる事由のいずれかに該当するときは、寄附行為をもつて定めるところにより、評議員会の決議によつて、当該監事を解任することができる。
㉑	監事から理事選任機関に対する理事の不正行為の報告の方法	第7条、 第29条第1項第4号	第56条第3項	3 前項の規定による報告が理事の業務の執行に関するものであるときは、監事は、寄附行為をもつて定めるところにより、その内容を理事選任機関にも報告しなければならない。
㉒	評議員の選任方法	第32条	第61条第1項	評議員は、当該学校法人の設置する私立学校の教育又は研究の特性を理解し、学校法人の適正な運営に必要な識見を有する者のうちから、寄附行為をもつて定めるところにより、選任する。
㉓	評議員の任期	第34条第1項	第63条第1項	評議員の任期は、選任後寄附行為をもつて定める期間以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する第六十九条第一項の定時評議員会の終結の時までとする。この場合において、寄附行為をもつて定める期間は、六年以内とする。
㉔	評議員の解任方法	第35条第1項	第64条	評議員の解任は、寄附行為をもつて定めるところによる。
㉕	評議員会の招集方法	第41条第1項	第70条第1項	評議員会は、寄附行為をもつて定めるところにより、理事が招集する。
㉖	資産及び会計に関する事項	第9章		十二 資産及び会計に関する事項
㉗	寄附行為の変更に関する事項	第65条	第23条第1項	十五 寄附行為の変更に関する事項
㉘	解散に関する事項	第66条		十四 解散に関する事項
㉙	公告の方法	第69条		十六 公告の方法
㉚	設立当初の役員、評議員、会計監査人(会計監査人については会計監査人を置く場合)	原始附則第2項	第23条第2項	2 学校法人の設立当初の役員(理事及び監事をいう。以下同じ。)及び評議員(設立しようとする学校法人に会計監査人を置く場合にあつては、会計監査人を含む。)は、寄附行為をもつて定めなければならない。

3 「都版寄附行為作成例 確定版」の主なポイント

・学校法人運営や学校経営における安定性や継続性の観点から、現行実務に近いと思われる案を中心に提示

事項	令和6年3月5日版文科省寄附行為作成例	備考	都版寄附行為作成例 確定版
理事 選任機関	【第1案】評議員会 【第2案】第三者機関 【第3案】理事会、評議員会及び第三者機関		【例1】理事会 【例2】理事会、評議員会及び第三者機関 【例3】評議員会【例4】第三者機関
評議員 選任機関	【第1案】 評議員会で選任 【第2案】 複数の機関からの選任（評議員選考委員会や 評議員会等）	（法定の構成要件） ①職員（1/3まで） ②卒業生（1人以上） ③その他 （主な制限） ・理事（会）選任の評議員は1/2まで	【例1】複数の機関からの選任（理事会や評議員会 等）≪例≫評議員6人の場合 ①職員及び②卒業生各1～2名（評議員会で選任） ③学識経験者3名（理事会で選任） 【例2】評議員会で選任
理事会と 評議員会の 協議	（両会決議が割れた際の対応） 【第1案】「理事・評議員協議会」の設置 【第2案】理事会の説明を尊重して評議員会が再決議		理事会の説明を尊重して評議員会が再決議 （※理事会の決議が最終的に有効）
選任機関に係 る規程整備	「理事選任機関運営規程」 「評議員選任・解任規程」	学校法人が必要に応じて規定する もの。法定ではない。	寄附行為に必要な事項を加えることで対応 （規程整備までは求めない）
会計書類の 閲覧等	「財産目録等の閲覧・写しの交付」（努力義 務）（誰でも請求可）	私学法の範囲では利害関係人のみ 請求可	「財産目録等の閲覧・写しの交付」 （利害関係人のみ請求可）
情報の公表	「（インターネット等による）公表」（努力義務）寄 附行為、計算書類等・監査報告・財産目録等	努力義務	（各学校法人の判断）
決算書類 提出時期	6月末までに定時評議員会を開催し、所轄庁に提 出	大臣所轄学校法人等が会計監査人 を設置し監査を行うこと等を考慮 した期限	書類に大きな変更がないため、現行同様の6月上 旬を提出期限とする方向
理事会 ・評議員会 議事録	「理事会（評議員会）の議事については、法 令で定めるところにより、議事録を作成しな ければならない。」		「書面（又は電磁的記録）をもって」と明示。 （評議員会のみ）議事録の必要的記載事項を追記 （開催日時・場所、議事結果等）
評議員会 招集通知の 記載事項	「（会議の日時・場所、議案等のほか） <u>私立学校 法施行規則で定める事項</u> 」		出席しない評議員が書面にて議決権行使できる旨明記 （オンラインによる議決権行使） 書面・オンラインによる議決権行使のいずれも学校法人に て選択可

4 経過措置等に係る附則について

(1)「東京都版の寄附行為作成例(確定版(案))における附則条項

【東京都版寄附行為作成例(確定版案)】附則

- 1 この寄附行為は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この寄附行為の施行の際現に在任する役員及び評議員の定数資格及び構成については、令和7年度の定時評議員会の終結の時までは、なお従前の例による。この場合において、評議員のうちから、この寄附行為の定めるところにより選任された理事については、当該終結の時に、この法人と協議の上、理事又は評議員のいずれかを辞任しなければならない。
- 3 この寄附行為の施行の際現に在任する役員又は評議員であって、令和7年度の定時評議員会の日よりも前に任期が満了するものの任期については、その終期を令和7年度の定時評議員会の終結の時まで伸長する。
- 4 この寄附行為の施行の際現に在任する役員又は評議員であって、私立学校法第31条、第46条及び第62条の資格及び構成を満たすものの任期は、残任期間と同一の期間とする。ただし、当該期間の満了の時が令和9年度の定時評議員会の終結の時以後である場合は、当該終結の時までとする。
- 5 前項の役員又は評議員の解任は、なお従前の例による。

【必要項目対照表】

記載が必要となる条件	必要な項
〔全ての学校法人が記載必須〕	第1項
令和7年4月1日時点で、理事・評議員の兼職者がいる場合 (全ての学校法人が該当。令和7年3月31日に全ての役員等が任期満了とならない限り該当する) なお、下線部は兼職の実情に応じて変更し、また、「理事を辞任する」「評議員を辞任する」などと結論を記載しても可能。	第2項
令和7年4月1日時点の役員・評議員で、任期満了が令和7年4月1日～令和7年6月頃(定時評議員会)までの者がいる場合	第3項
令和7年4月1日時点の役員・評議員で、任期満了が令和7年度定時評議員会より後の者がいる場合	第4項前段
令和7年4月1日時点の役員・評議員で、任期満了が令和9年6月頃(定時評議員会)より後の者がいる	第4項後段
令和7年4月1日時点の役員・評議員の解任をする場合に、解任手続を新たな寄附行為ではなく現在の寄附行為の規定により行う場合	第5項

※ 附則を追加する際は、従前の附則の後ろに追記してください(現附則を削除してはいけません)

法施行時に在任する役員の任期に係る附則の記載については次ページで解説します。

(2) 附則の書き方（任期の管理について時系列別一覧）

- 現在の役員等の任期の終期を「令和7年度の定時評議員会終結時から令和9年度の定時評議員会終結時まで」の期間内（※1）で調整します。

⇒ 役員等全員の任期を「令和7年度の定時評議員会終結時まで」と伸長（・短縮）することで、令和7年度当初の短期間での選解任を回避でき、各役員等の任期管理が明確になります（推奨）。

≪ 現行役員等の任期満了日別の任期伸長・短縮の可否及び附則の書き方 ≫

- 任期を令和7年度定時評議員会終結時までと伸長（・短縮）する例

時系列	現行役員等の任期満了日	伸長・短縮の可否 附則の書き方
1 — 寄附行為認可	新寄附行為認可日より前に任期が満了する場合	新寄附行為の附則による任期伸長又は短縮はできません。 現寄附行為のもと、任期が満了する場合には選任を行ってください。
2 — 法施行	新寄附行為認可日より後、かつ令和7年4月1日までに任期が満了する場合	任期伸長が可能です。 【附則の書き方】（都版寄附行為作成例附則第3項の備考記載） 1 この寄附行為は令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の規定は東京都知事の認可の日（令和〇年〇月〇日（※2））から施行する。 2 この寄附行為の認可の際現に在任する役員又は評議員であって、令和7年度の定時評議員会の日よりも前に任期が満了するものの任期については、その終期を令和7年度の定時評議員会の終結の時まで伸長する。
3 — 令和7年度定時評議員会	令和7年4月1日以降令和7年度定時評議員会まで	任期伸長が可能です。 【附則の書き方】（都版寄附行為作成例附則第3項） 1 この寄附行為は令和7年4月1日から施行する。 2 この寄附行為の施行の際現に在任する役員又は評議員であって、令和7年度の定時評議員会の日よりも前に任期が満了するものの任期については、その終期を令和7年度の定時評議員会の終結の時まで伸長する。
4 — 令和9年度定時評議員会↓	令和7年度定時評議員会よりも後	任期短縮（※3）・伸長が可能です。 【附則の書き方】（都版寄附行為作成例附則第4項） 1 この寄附行為は令和7年4月1日から施行する。 2 この寄附行為の施行の際、現に在任する役員又は評議員であって、令和7年度の定時評議員会の終結の時以後に任期が満了するものの任期については、その終期を令和7年度の定時評議員会の終結の時まで短縮（伸長）する。

※1 期間内の「令和〇年度の定時評議員会終結時まで」としてください。

※2 東京都知事の認可の日とするのが通例ですが、認可予定日（申請から2か月程度。審査により流動的）が前後することにより在任する任期の終期を迎えてしまう可能性がある場合には申請時にその旨申し出てください。

※3 任期を短縮する場合には、必ず役員等の方に十分な説明、理解を得てからとなります。

(3) 附則の取扱いについて(附則でできる対応例)

《理事(会)・監事・評議員(会)などの資格・構成要件》

- ・令和6年度中は、現行法に基づく体制(★)が必要です。★例：理事と評議員の兼職者が1名以上。
- ・令和7年4月1日に法施行されますが、令和7年度の定時評議員会終結時までは、現行法での体制(★)が認められ、令和7年度定時評議員会の終結時点から、改正法で規定する体制(☆ 例：理事と評議員の兼職禁止)への対応が必要となります。
⇒短期間での役員選出等を回避するには、寄附行為に必要な「附則」を設けることで、各学校法人の実情に合わせたスムーズな改正法対応が可能

質問例	対応案	寄附行為作成例での附則の記載例
理事等の任期終了時がバラバラなので、揃えたい。 〔前提〕 在任している理事等の任期は、法施行以降令和9年度定時評議員会前に任期が終了する場合	案① 一律揃えて任期短縮したい。 【注意点：任期短縮になる理事等の権利侵害とならないよう配慮のうえ同意取得を】 案② 一律揃えて任期伸長したい。 (ただし附則で対応できる終期は最長で令和9年度定時評議員会終結時まで)	3 この寄附行為の施行の際、現に在任する役員又は評議員であって、令和7年度の定時評議員会の時以後に任期が満了するものの任期については、令和7年度の定時評議員会の終結の時まで短縮する。 1 この寄附行為は令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第2項は令和〇年〇月〇日から施行する。 2 令和〇年〇月〇日に在任する役員の任期は、令和9年度の定時評議員会の終結の時までに伸長する。 〔備考〕〇年〇月〇日は具体的に記載する。(都の認可以降、法施行日より前の日付が入る)
現在の理事等の任期満了に伴い、定数を減らしたい。 (ただし欠員状態は避けたい)	段階的に理事等の定数を変える。 (例：現行n+2人であるが、退任するごとに削減し、最終的にn人とする。)	附則にて「第〇条〇号(理事の定数を定めている規定)については、令和7年度の定時評議員会終結時以降令和7年〇月〇日までは、理事の定数をn+2人、令和7年〇月〇+1日以降、令和8年〇月△日までは、理事の定数をn+1人とする。」 ※令和8年〇月△+1日以降は定数どおりとなる場合

〔注意〕各質問例とも、令和7年度定時評議員会終結時以降、理事等の資格構成要件(兼職解消、特別利害関係者の規定に適合する)を満たすことが前提

5 質問・相談事項の中から・・・

①全ての学校法人/準学校法人が法施行（令和7年4月1日）までに、所轄庁へ寄附行為変更の申請手続きを行い、認可を受けるとのことだが、間に合わなかった場合にはどうなるのか？

⇒ 令和6年度中に寄附行為変更の手続きが完了するように申請をお願いします。

②理事選任機関は、改正法施行日（令和7年4月1日）からの機関です。

【原則の考え方】理事選任機関を理事会や評議員会といった既存の機関とする場合でも、令和7年4月1日以前に予め改正法に対応する理事を選任することはできません。

例：（理事会を理事選任機関とする場合）：令和7年度定時評議員会終結時以降に就任する理事を選任しようとしても、理事会で候補者案作成⇒評議員会の意見聴取⇒理事会で理事を選任⇒定時評議員会の開催 という手順が必要です。

下線部は令和7年4月1日以降に行う。

【参考：理事である校長が令和7年4月1日付けで人事異動がある場合の理事変更に係る手続】

改正法で規定される上記【原則の考え方】によって、同日に評議員会意見聴取及び理事会（理事選任機関）を開催して理事に着任することが原則ですが、同日中に対応することが困難である場合には例外的に以下の対応が考えられます。

対応①：令和6年度中に評議員会の意見聴取及び理事会開催を行い、4月1日に着任する理事を選ぶ。その場合には、令和7年度定時評議員会にて理事選任機関による選出の手続きを取る。

対応②：対応①による対応も困難な場合、校長理事が理事長や代表業務執行理事・業務執行理事等ではなく、学校法人運営に支障がないのであれば、一時的に欠員状態となることもやむを得ない。ただし、なるべく早めに

【原則の考え方】の手順により、校長理事の選任を行う。

（注）理事総数の5分の1を超える場合（理事総数が5名から9名までの場合だと2名の欠員）、1か月以内に選任を行う必要がある。（改正法第34条第3項）

④寄附行為変更の認可申請後、都の審査等で、内容の修正を求められたが、修正議案を付議する理事会の開催予定が当面ない。

⇒ 理事会において、寄附行為変更の決議に際して

「東京都私学部からの修正依頼等に基づく軽微な変更等については、理事長に一任する。」

旨の了承を得ていれば、軽微な修正及び変更については、理事会で改めて議決等をする必要はありません。（当該内容について理事会の議事録に記載してください。）

⑤法改正に伴い変更される届出等の様式は？

⇒ 各届出に必要な様式を改定する予定です。

例として、評議員選任届や会計監査人選任届を様式に追加します。

なお、これら届出書類の添付書類である欠格事由非該当の誓約書や宣誓書などの様式も変更となる予定です。

また、認可申請書類中のうち私立学校法の根拠規定の記載があるものについて、引用する条項を更新します。

⑥これまで副理事長となる役職を法人内においていますが、「副理事長」ポストはそのままよいでしょうか、あるいは「業務執行理事」として残すことは可能でしょうか？

⇒ いずれも可能です。寄附行為作成例第15条第4項をご参考にしてください。

ただし、学校法人の代表権について、特に代表権を行使する場合は寄附行為でその範囲を定める等、明確に整理してください。

⑦会計監査人の設置は、知事所轄学校法人においては任意です。

設置した場合、監事との連携や、学校法人会計基準における知事所轄学校法人に関する特例の除外（活動区分資金収支計算書の作成省略が不可）等、学校法人の体制や寄附行為の見直しが必要です。

会計監査人は、監査法人又は公認会計士のみ就任できます。日頃、会計事務所（公認会計士）に業務依頼していることをもって、会計監査人の設置対象となるわけではありません。

会計監査人を設置する際は、大臣所轄学校法人等向けの寄附行為作成例を参考にする等対応してください。

<参考> 知事所轄学校法人に対する特例について

特例の内容	以下、①又は②に該当 ①文部科学大臣所轄学校法人等 ②知事所轄学校法人で、 会計監査人を任意設置する学校法人	知事所轄学校法人（①、②を除く）	
		高等学校の設置あり	高等学校設置なし
活動区分資金収支計算書の作成省略	不可	可	可
基本金明細表の作成省略	不可	不可	可
徴収不能引当金の計上省略	不可	不可	可
第4号基本金の全部又は一部を組み入れない	不可	不可	可

6 役員等（理事、監事及び評議員）が学校法人に与えた損害等に係る賠償について

役員等が学校法人に与えた損害賠償責任

【原則】役員等が任務を怠ったことにより学校法人に損害が生じたときには、当該役員等は学校法人に対し、その損害を賠償しなければならない。

【免除】学校法人経営における萎縮を防ぐ観点から、一定の場合に、事前又は事後の方法により、損害賠償責任を軽減（免除）することが可能

- ①【全部免除】
- ②【一部免除】責任上限～責任下限の間で賠償責任額を決定 ∴少なくとも最低責任限度額以上の金額の賠償責任あり
責任上限・・・学校法人の全損害額
責任下限・・・「最低責任限度額」（年間報酬額に役職に応じた数を乗じて自動算出）
- ③【責任限定契約】役員等と学校法人の間で責任限定契約を締結し、役員等は当該責任限度額の範囲で責任を負う。

【役員等の過失の程度と学校法人に対する損害賠償責任の有無】

	無過失	無重過失 (重過失でない過失)	重過失
善意	賠償責任なし	賠償責任あり 【免除可能】	賠償責任あり (免除不可)
悪意	賠償責任あり(免除不可)		

・損害賠償額の算定について

【通常】

学校法人に
与えた損害額

=

役員等の
賠償責任額

【免除等により】

免除できる額の範囲内
で免除。
⇒役員等の賠償責任額
を減少させられる。

学校法人の損害額



【役員等が学校法人に与えた損害について責任が免除される場合】

私立学校法	都版寄附行為	考え方	対象	
第91条	全部免除	---	役員等の責任を全部免除	理事、監事、評議員、 会計監査人
第92条 ・ 第93条	一部免除	第53条	免除可能額を上限として免除 ・役員等は少なくとも最低責任限度額まで賠償責任を負う。	理事、監事、会計監査人
第94条	責任限定 契約	第54条	学校法人と役員等の間で、役員等が責任を負う範囲の限度（上限）を定める契約を締結 ○責任を負う範囲の上限額（責任限度額） ：以下①と②の高いほうの金額 ①対象者の「最低責任限度額」（年間報酬額×N） ②学校法人が定めた額（寄附行為で規定する金額の範囲内） ⇒契約締結をした役員等は責任限度額の範囲内で賠償責任を負う。	理事(業務執行理事や職員 理事を除く)、監事、会計 監査人

【最低責任限度額の算出方法】

最低責任限度額（法定）	
理事長	年間報酬額×6
代表業務執行理事 業務執行理事 職員理事	年間報酬額×4
その他の理事、監事	年間報酬額×2

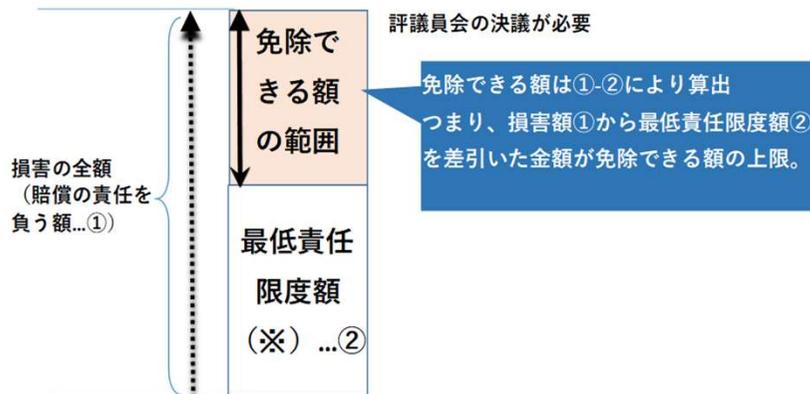
(1) 役員等(理事・監事・評議員)の損害賠償の責任を負う額に係る免除等の適用事例

事例：設定条件(1)年間報酬10万円の監事 → 最低責任限度額は10万円×2=20万円
 (2)学校法人に与えた損害 → 【事例①】100万円 【事例②】10万円
 (3)責任限定契約を締結する場合：寄附行為で定めた最低限度額が30万円以上。この規定に基づき責任限定契約として35万円を責任限度額として契約締結

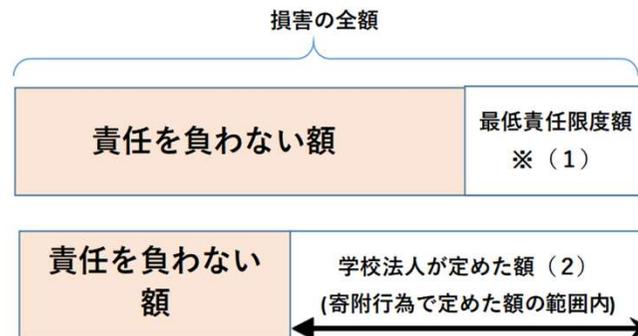
私立学校法	都版寄附行為	対応	要件	事例①		事例②
				免除額	賠償額	賠償額
第91条	全部免除	---	損害発生後 評議員会の決議(全員一致：法第76条第3項)	100万円	0円	0円
第92条	一部免除	---	損害発生後 評議員会の特別決議(法第76条第2項) (理事の場合、議案提出時に監事全員の同意)	0~80万円 (損害額から最低責任限度額を差し引いた金額を上限に免除額を設定)	20万円~100万円	10万円 (損害額が最低責任限度額又は契約締結した責任限度額未満のため全額賠償)
第93条	一部免除	第53条	損害発生前及び後の両方 【損害発生前に必要な行為】寄附行為に規定(議案提出時に監事全員の同意) 【損害発生後に必要な行為】理事会の決議+評議員への通知 (評議員総数の1/10の異議があった場合は免除できない)	(損害額から最低責任限度額を差し引いた金額を上限に免除額を設定)	20万円~100万円	10万円 (損害額が最低責任限度額又は契約締結した責任限度額未満のため全額賠償)
第94条	責任限定契約	第54条	損害発生前及び後の両方 【損害発生前に必要な行為】寄附行為に規定+理事会の決議(議案提出時に監事全員の同意) 【契約締結】学校法人と役員等で責任限定契約を締結	—	35万円 (契約締結した責任限度額 > 最低責任限度額)	

《一部免除(法第92条・第93条)を適用する場合の免除できる額》

役員等の賠償額は
 最低責任限度額(2)以上、損害額(1)以下
 なお、①≤②の場合の賠償する額は、①の額となる。



《責任限定契約(法第94条)を適用する場合の責任を負わない額》



(1)と(2)の高いほうを責任限度額(非業務執行理事等が責任をとる上限額)として、学校法人と理事等が契約締結できる。
 (この場合は(2)が責任限度額となる)

非業務執行理事等は、学校法人に損害を与えた場合、契約締結の範囲内で責任を負う(賠償する)。

(2) 役員等が職務の執行に際して責任追及等により請求を受ける場合に対応した契約締結

【目的】役員等が職務の執行に際して、法令の規定に違反したことを疑われ、責任追及を受けたときの損害額の全部又は一部を学校法人が補償する

【補償契約】学校法人と役員等が契約を締結

【保険契約】学校法人が役員等を被保険者とする賠償責任保険契約を締結（自動車賠償責任保険や海外旅行保険など全ての保険契約が対象）

私立学校法		都版寄附行為案	考え方及び要件	契約の効果	対象
第96条	補償契約	—	<p>【契約の内容】役員等個人が損害賠償請求された際、学校法人が補填</p> <p>①弁護士費用や応訴のための調査費用</p> <p>②第三者に対する損害賠償や和解に伴い支払った金額の損失</p> <p>※本契約は、「利益相反行為の制限」規定の対象外</p> <p>【契約締結前】理事会の決議が必要</p> <p>【学校法人による補償後】理事会への報告が必要</p>	<p>補償額は契約内容による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①は相当な金額内に限定される ・②は学校法人に与えた損害は対象外 <p>なお、①②とも悪意や重過失である場合は対象外</p>	役員、会計監査人 (評議員は理事会の決議不要で補償契約可能)
第97条	保険契約	—	<p>【契約の内容】学校法人が保険者との間で、役員等が損害賠償等の責任を負う場合に備えた保険契約を締結</p> <p>※本契約は、「利益相反行為の制限」規定の対象外</p> <p>【契約締結前】理事会の決議が必要</p>		役員、会計監査人 (評議員は理事会の決議不要で保険契約可能)

対応の方向性：役員等の損害賠償責任を軽減する方法は様々あることから、必ずしも寄附行為作成例第53条・第54条について規定する必要はありません。
 全部免除・一部免除は損害発生後であっても、行うことができます。
 各手続で求められる要件、役員等の報酬支払状況、負担軽減の程度を確認のうえ、必要に応じて、規定を整備してください

7 「知事所轄学校法人」と「大臣所轄学校法人等」

(1) 改正私立学校法で、「大臣所轄学校法人等」となる学校法人とは？

- ・文部科学大臣が所轄する学校法人(私立大学及び私立高等専門学校を設置) 又は
- ・**都知事所轄学校法人のうち、以下の基準1及び基準2をいずれも満たす学校法人** が該当します。

基準1) 各年度の事業活動収入10億円以上又は負債20億円以上

基準2) 3以上の都道府県において学校教育活動を行っている

都知事所轄の学校法人のうち、大臣所轄学校法人等に該当する場合には改正後の私立学校法(以下「法」といいます。)第4章(第143条～第151条)の各規定が適用され、文科省寄附行為作成例を参考に寄附行為変更を行い、手続きの整備や対応が必要となります。

(2) 上記基準1・基準2はいつの時点で判断するのでしょうか？

大臣所轄学校法人等となる判定時点等の整理

	基準の判定時点	法の規定が適用されるタイミング
基準1	前年度決算の収入額又は負債額で判定	翌年度の定時評議員会終結時から
基準2	基準を満たす学校等設置の時点	設置の時点から(ただし、会計監査人・外部理事については以降最初の定時評議員会終結時までに対応)

例1: 上記基準2のみを満たしていたが、令和6年度決算で上記基準1を満たすこととなった場合

⇒ 令和7(2025)年度の定時評議員会の終結時点から、法の規定に対応します。

例2: 上記基準1のみ満たしてきたが、令和8年4月1日から上記基準2を満たす場合

⇒ 令和8(2026)年4月1日から、法の規定に対応します。

都知事所轄の学校法人は、どちらに該当するのかを確認してから準備を進めてください。

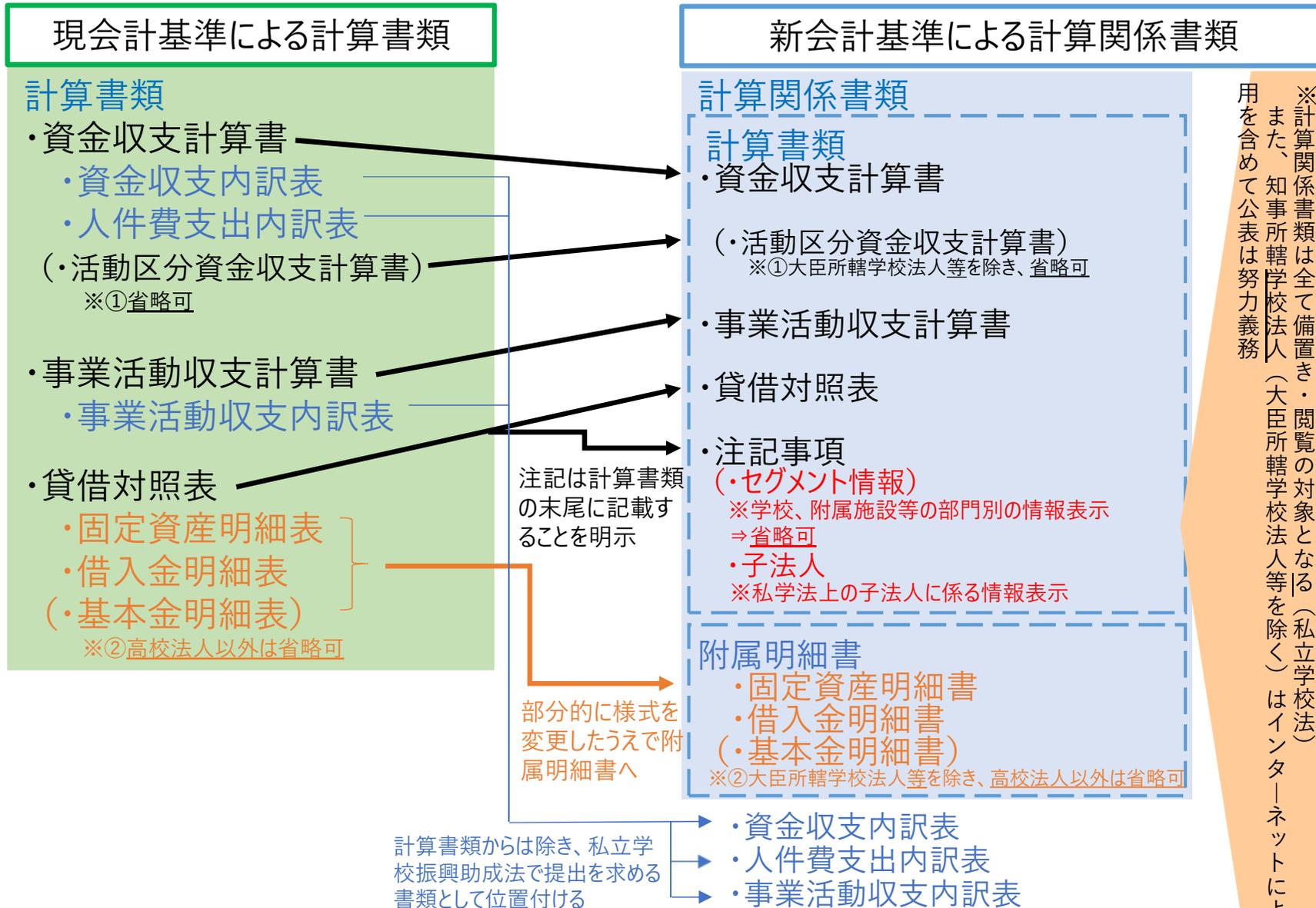
・大臣所轄学校法人等 → 文部科学省の「学校法人寄附行為作成例」(文部科学大臣所轄学校法人向け)

(令和6(2024)年3月5日改正版 ※最新)

・上記に該当しない全ての学校法人 → 都版の寄附行為作成例(確定版(案): 令和6(2024)年1月24日)を参照

8 新たな学校法人会計基準について

- 学校法人会計基準改正の動向について、オンライン動画を配信中
- 各書類の位置づけや組み換えは行われていますが、全体として大きな変更はありません。



※計算関係書類は全て備置き・閲覧の対象となる(私立学校法)
 また、知事所轄学校法人(大臣所轄学校法人等を除く)はインターネットによる利用を含めて公表は努力義務

※知事所轄学校法人(大臣所轄学校法人等を除く)の会計監査人設置は任意
 なお、任意設置する場合は知事所轄学校法人に関する特例(※①、※②の省略可)の適用なし

9 法施行に対応するための標準的なスケジュールと取り組むべき事項について

1 「大臣所轄学校法人等」への該当の有無の確認

- 基準1及び基準2を満たすかどうか必ず確認ください。
※ 都知事所轄学校法人の大部分は「大臣所轄学校法人等」に該当しません。

- **該当する場合** ⇒ 文科省作成の「学校法人寄附行為作成例」及び同解説動画を参考に「大臣所轄学校法人等」として対応すべき必要な事項を確認してください。
 - …令和7年度の定時評議員会終結時までに、
 - ・会計監査人（・常勤監事）の設置
 - ・内部統制システム
 - ・事業に関する中期的な計画作成 等が必要です。
 - ※ 該当する場合であっても、所轄庁は東京都知事です。
 - ※ 都知事所轄学校法人のうち、該当する（可能性含む）法人については、事前に東京都私学部にご連絡ください。

- **該当しない場合** ⇒ 都版の寄附行為作成例（確定版）及び解説動画を参考に以下、準備と検討を進めてください。

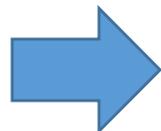
2 予算・決算等

- 令和7年度予算は、新たな学校法人会計基準で作成 ⇒ 説明動画(暫定)は配信済み（令和6年度決算までは、現行の学校法人会計基準で作成）
- 評議員についても報酬等支給基準を策定する。現行の役員報酬等支給基準に加えることも可能

令和 6 (2024)年 6 月頃

東京都から通知

- ・ 新たな学校法人会計基準（文科省策定後）やこれに伴う各種対応について ⇒ 済
- ・ 都版寄附行為作成例の確定版 ⇒ 今後予定
- ・ 寄附行為変更認可申請について（必要書類、受付期間等） ⇒ 今後予定



寄附行為の変更に係る理事会・評議員会の開催
（任期の延長等対応が必要な事項も含む。）
…都への寄附行為変更認可申請の提出に間に合うよう、順次開催してください

令和 6 (2024)年 6月末(予定)から（別途通知）

寄附行為変更認可申請（東京都へ提出）

…都が随時審査の上認可します。 ⇒ 申請×切は、令和 6 年 1 2 月末を予定

令和 7 (2025)年 3 月頃まで

理事会・評議員会の開催

令和 7 年度予算（新たな学校法人会計基準にて作成）等の承認
令和 7 年度からの各規程類の承認（報酬等支給基準等）

令和7(2025)年4月1日【法施行】

- ・新たな役員や評議員を選任する場合は、改正後の法にもとづく対応が必要。
(理事選任機関の開催等)
- ・評議員の選任・解任時には新たに都に届出が必要
- ・法施行後の理事選任機関、事前の意見聴取のための評議員会の開催
- ・令和6年度の決算の監査報告については、事前に郵送することで対応可能です。
(5月中に監査報告のみのために評議員会を開催する必要はありません)

令和7(2025)年5~6月【定時評議員会】

※ 法では、毎会計年度終了後4月から6月までに開催となっておりますが、定時評議員会の報告後の決算書類等の都への提出期限は現在と変わらず原則6月上旬とする予定につき、期限に間に合う時期の開催をお願いします。

《定時評議員会》

- ・決算報告（令和6年度）
- ・新監事・新評議員の選任【必要がある場合】

《定時評議員会終結時から》

役員・評議員、運営機関等の体制が改正法に対応したものとなる。

(一部経過措置あり)

- (1) 施行時に在任する役員及び評議員の資格・構成についての規定の適用開始
- (2) 大臣所轄学校法人等に係る規定の適用開始
- (3) 現に在任する役員・評議員の特別利害関係を有する者の就任制限の適用開始
(経過措置開始)

令和 8 (2026) 年度

令和 8 (2026) 年 6 月頃【定時評議員会】

《定時評議員会》

- ・ 新たな学校会計基準による令和 7 年度の決算報告
- ・ 新監事・新評議員の選任など【必要がある場合】

《定時評議員会終結時から》

現に在任する役員・評議員の特別利害関係を有する者の就任制限について、大臣所轄学校法人等の経過措置の終了

令和 9 (2027) 年度

令和 9 (2027) 年 6 月頃【定時評議員会】

《定時評議員会》

- ・ 決算報告
- ・ 新監事・新評議員の選任など【必要がある場合】

《定時評議員会終結時から》

(1) 現に在任する役員・評議員の特別利害関係を有する者の就任制限に係る経過措置の終了

(2) 施行時に在任している役員・評議員のうち、任期の終期が規定されていない者又は令和 9 年度の定時評議員会終結時以降である者に係る任期が終了

⇒ 経過措置が終了。以降、全ての学校法人が、改正法の全面適用となる。

10 私立学校法改正に係るこれまでの通知等

日付	内容
令和5年5月8日	私立学校法の一部を改正する法律の公布
令和5年10月31日	都知事所轄学校法人へ通知発出（5生私行第2995号） <u>・私立学校法改正・寄附行為作成にかかるオンライン説明会の実施（YouTubeで動画配信中）</u> ・東京都知事所轄法人向けの寄附行為作成例（暫定版）及び解説資料の送付、 <u>・質問をwebフォームで受付（右下参照）</u>
令和5年12月13日	都知事所轄学校法人へ通知発出（5生私行第3393号） ・私立学校法施行令・施行規則の改正案送付
令和6年2月16日	都知事所轄学校法人へ通知発出（5生私行第4043号） ・東京都版寄附行為作成例（確定版・案）の送付
令和6年4月22日	都知事所轄学校法人へ通知発出（6生私行第180号） <u>・寄附行為作成に係る対面相談会の実施（8月30日まで予定）</u>
令和6年4月24日	都知事所轄学校法人へ通知発出（6生私行第231号） ・学校法人に対する財産の贈与又は遺贈に係る譲渡所得の非課税の承認の適用を受けようとする場合の学校法人の標準的な寄附行為について（通知）
令和6年5月14日	都知事所轄学校法人へ通知発出（6生私行第485号） <u>・学校法人会計基準改正の動向に関するオンライン説明会の実施（YouTubeで動画配信中）</u>

都の私学法改正質問受付フォームはこちら
<https://forms.office.com/r/1yv81Xs7xz?origin=lprLink>